一一、株式会社フジに対する件

昭和五五年（排）第四号

排除命令

香川県香川郡香川町浅野五四二番地五

株式会社フジ

右代表者　代表取締役　藤沢政春

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社フジは、一般消費者を対象に、

㈠　昭和五四年一二月一日から同月五日までを期間とし、「開店四周年記念謝恩大売出し　スピードクジ大会」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に、

㈡　昭和五四年一二月一日から同月三一日までを期間とし、「四周年記念藤裳苑特別企画」と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に、

それぞれ違反するものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社フジ（以下「フジ」という。）は、肩書地に本店を置き、高松市仏生山町甲四八番地三に店舗を有し、店舗内に「ファッションプラザフジ」と称する洋品・雑貨売場及び「藤裳苑」と称する呉服売場を設け、衣料品等の小売業を営む事業者である。

二　フジは、一般消費者を対象に、

(一)　「ファッションプラザフジ」において、「開店四周年記念謝恩大売出しスピードクジ大会」と称し、昭和五四年一二月一日から同月五日までを期間とし、期間中、洋品、雑貨等を購入した者に抽せん券を与え、抽せんにより、特賞ステレオ（約一五万円相当）一本、一等一万円の商品券（フジで利用できる商品券、以下四等まで同じ。）一本、二等五、〇〇〇円の商品券一本、三等一、〇〇〇円の商品券二〇本、四等五〇〇円の商品券二〇〇本等の景品類を提供することを企画し、

(二)　「藤裳苑」において、「四周年記念藤裳苑特別企画」と称し、昭和五四年一二月一日から同月三一日までを期間とし、期間中、呉服三〇万円以上又は大島紬一反一五万円以上の購入者全員に対し、九州二泊三日の旅行（約

二万一〇〇〇円相当）に招待することを企画し、これらの企画をそれぞれ実施した。

三(一)　前記二(一)の懸賞に係る取引の価額のうち最低のものは、肌着一枚五〇〇円と認められるから、懸賞により提供することができる景品類の最高額は一万円である。したがって、前記二(一)の景品類中、特賞の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

(二)　前記二(二)の一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は取引価額の一〇分の一までである。したがって、前記二(二)により一五万円以上二一万円未満の取引について提供する景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、フジの行為のうち、

一　前記事実二(一)記載の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項の規定に、

二　前記事実二(二)記載の行為は、景品表示法第三条に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に、

それぞれ違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年三月一三日

公正取引委員会

委員長　橋口　収

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　早川晴雄